

令和7年4月1日より食事代が変わります

厚生労働省による令和7年4月1日からの入院時食事療養費に関する改正に伴い、本人負担額が下記の通り変更となります

(1食あたり)

区 分		変更前	変更後
一般の方 (指定難病患者の方等は260円→300円)		490円	510円
低所得者Ⅱに該当する方 (市町村民税非課税世帯の方)	90日まで	230円	240円
	90日以上 ※	180円	190円
低所得者Ⅰに該当する方 (老齢福祉年金を受けている方 等)		110円	変更無

※90日を超えた時点での申請が必要です

- ご負担された食事療養費は健康保険高額療養費の対象には含まれません。
- ご不明な点がございましたら、お気軽に各病棟事務又は医事課職員までお問合せください。

問い合わせ先：医事課 0566-75-1304 (直通)